



キョウト シール ツウシン

Kyoto SeeL通信

Vol.

189

Spring



平成29年度当初に当たって

公益財団法人京都府生活衛生営業指導センター 代表理事 山岡景一郎

この1月にアメリカで新政権が発足し、世界中の関心・注目が新大統領の一挙一動に集まり、その都度批判されたり名指しされた国や企業が対応を余儀なくされました。今は報道も発足当時と比べると少なくなっているように思いますが、何かと落ち着かない世情は変わりがないように思います。翻って見ても、安泰で安定した世情を期待するのはいつの時代においても難しいようにも思います。

身近な行政の状況も今年度の京都府・京都市の予算編成も税収が減収となり厳しいように聞いていますし、消費者の購買行動にアベノミクスの経済効果が現出するのなかなかのような気がします。

とはいうものの、暗い話ばかりではなく、西年にちなんで何か景気の良い話で生衛業にとって反転攻勢の1年になるようにと願いますが、生衛法施行60年の節目にあたり、今一度、生衛業の社会的意義を考えてみますと、生衛法に規定されているように、生衛業は、国民の日常生活に極めて深い関係にあり、生衛業の振興等通じて国民生活の安定に寄与するとあります。

色々な生衛業が、町のそこかしこにあり、元気に営業していることが、町の活性化に繋がっていきます。シャッター通りといわれる商店街では、暗くて寂しいということで、人通りが少なくなっていくという負のスパイラルが起こってしまいます。生衛業の存在が社会的に大きな意義があり、また期待もされているということだと思います。

また、各生衛組合の事業についても、今一度見直してみても良いのではないかと思います。助成金や補助金、組合単費で実施している事業がマンネリになっていないか、時代に

即応したものとなっているか、組合員の理解と協力が得られるものとなっているか、魅力ある事業となっているかなど、事業効果の点検をしてみてもどうかと思います。

更に、これまでからも繰り返し申し上げてきましたが、各生衛組合で組合員の減少傾向が続いています。組合員数は、京都府内の全生衛組合でここ10年間で25%、15年間では40%とほぼ毎年2.5ポイント強の割合で減少しています。まずは数をそろえ、増やしていくことが組織を強くし、声を上げて力となっていくものだと思います。

少子高齢化であるとか、大企業の進出であるとか、消費行動が脆弱であるとか、後継者難であるとか組合活動に本当にメリットがあるのかとか、数え上げれば色々マイナスの要因はありますが、仕方がないからとあきらめたらそれで終わり、しんどくてもあきらめなければ展望が開けてくるように思います。どうぞ今一度、生衛業の振興、組合の発展のため、工夫を凝らした魅力ある事業の展開、組合員確保に努力をし続けてください。「成功の秘訣は成功するまでやり遂げることでず。」

●平成28年度第2回理事会を開催

(平成29年3月10日)

理事会では平成29年度の事業計画と収支予算(案)及び借入限度額に関する件についての審議が行われ、原案どおり承認されました。



京都市における営業許可等の窓口変更について

京都市では、旅館業や飲食店等の営業許可の手続きや食中毒などの健康危機管理業務を市内一箇所の拠点に集約することになりました。これに伴い、平成29年4月3日から市内各区役所（保健センター）で取り扱われてきた生衛業の新規営業許可（届出）申請、食中毒に係る対応窓口が下記のとおり変更されました。

① 医療衛生センター（京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生センター）

所在地 京都市中京区御池通高倉西入高宮町200番地 千代田生命京都御池ビル2F・6F
 連絡先 下記の施設の所在するブロック（行政区担当）までご連絡ください。

取扱業務	連絡先（平日8：30～17：00）
旅館業の営業許可	TEL 075-746-7209
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">生活衛生</div> 理容所の届出 美容所の届出 クリーニング所の届出 公衆浴場等の営業許可	●北東部ブロック TEL 075-746-7211 （北区・上京区・左京区・東山区） ●中部ブロック TEL 075-746-7212 （中京区・下京区）
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">食品衛生</div> 飲食店等の営業許可 食鳥処理業の許可 ふぐ処理業の認証 食中毒に係る対応	●南東部ブロック TEL 075-746-7213 （山科区・南区・伏見区） ●西部ブロック TEL 075-746-7214 （右京区，西京区担当）

生活衛生・食品に係る身近な相談、許可の更新・住所変更の届出等、簡易なものについては、各区役所・支所においても取り扱われます。

休日・夜間（17：00～8：30）は施設のある各区役所へご連絡ください。

② 医務衛生課（京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課）

所在地 京都市中京区柳馬場通御池下る柳八幡町65 京都朝日ビル6F
 連絡先 生活衛生担当 TEL 075-222-4272

平成28年12月26日より左記へ移転



京都府・京都市の生活衛生営業担当部署のご案内 平成29年4月1日付（敬称略）

京都府健康福祉部生活衛生課
 (TEL : 075-414-4757)

課長 森田 朗

生活営業担当

副課長 要 昌利
 主査 手塚 啓治
 副主査 水野 千穂
 主任 前田 理絵
 主事 露本 麻生

京都市保健福祉局医療衛生推進室医務衛生課
 (TEL : 075-222-4272)

課長 折戸 淳
 生活衛生担当課長 西原 和美
 「民泊」対策担当課長 南 秀明
 生活衛生係長 辻本 薫

4月1日より保健衛生推進室から医療衛生推進室に名称が変わりました。

日本政策金融公庫 主な貸付制度の改正について

(1) 創業関連

【生活衛生新企業育成資金の拡充】

○ 貸付対象者の拡充

勤務経験（同一業種6年以上勤務）・雇用創出等の要件を満たさない場合

➡ 1,000万円以内の借入であれば貸付対象

○ 特別利率Aの適用要件の緩和

若年者の年齢（30歳未満）を

➡ 35歳未満に引き上げ

【創業支援貸付利率特例制度の改善】

○ 貸付対象者の拡充

創業後1年以内の方を

➡ 創業後税務申告2期末満の方に拡充

(2) 事業承継関連

【事業承継運転資金（振興事業貸付）の拡充】

○ 貸付対象者の拡充

特別利率Aの対象に

➡ 後継者と共に事業承継計画を策定し、円滑な事業承継に向けた取組みを行う方を追加

【参考】主な特別利率の水準 (平成29年4月12日現在、10年返済の場合)


・ 基準利率	1.16%～2.36%
・ 特別利率A	0.76%～1.96%
・ 特別利率F	1.11% (※)
	※生活衛生改善資金特別利率（衛経） 固定金利／設備10年・運転7年

生活衛生融資に関することは、当指導センター又は所属の生活衛生同業組合までお気軽にご相談ください。

改正個人情報保護法の全面施行について

平成29年5月30日より、現在適用除外とされている小規模事業者（保有する個人情報が5,000人以下の企業）も個人情報保護法の対象となります。

中小企業、小規模事業者のみならず



平成29年5月30日より **すべての事業者**に **個人情報保護法**が適用されます!

自分の会社がお客様や従業員の個人情報を適切に取り扱っているか、今のうちから確認しておきましょう。

個人情報保護法の5つの基本チェックリスト

- その1 個人情報を**取得する**時のルール
個人情報を取得する際、何の目的で利用されるかご本人に伝わっていますか?
- その2 個人情報を**利用する**時のルール
取得した個人情報を決めた目的以外のことに使っていませんか?
- その3 個人情報を**保管する**時のルール
取得した個人情報を安全に管理していますか?
- その4 個人情報を**他人に渡す**時のルール
取得した個人情報を無断で他人に渡していませんか? ※委託の場合は除きます。
- その5 本人から個人情報の**開示を求められた**時のルール
「自分の個人情報を開示してほしい」とご本人から言われて、断っていませんか?

全部チェックできなくても、これらに対応すれば問題ありませんので、安心してください。

詳しい解説は裏面へ

2017年2月 個人情報保護委員会

お客様や従業員の個人情報を適切に取り扱えていますか。今一度事業所で確認を行いましょう。

- ◎ 個人情報を取得する時は、何に使うか目的を決めて、本人に伝える。
- ◎ 取得した個人情報は決めた目的以外のことには使わない。
- ◎ 取得した個人情報は安全に管理する。
- ◎ 個人情報を他人に渡す際は、本人の同意を得る。
- ◎ 本人からの「個人情報の開示請求」には応じる。

詳しくは [個人情報保護委員会](#)

問い合わせ先

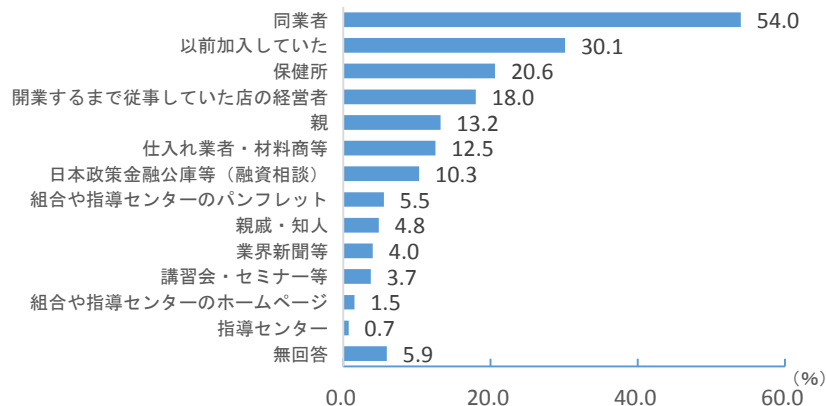
◆ 個人情報保護法質問ダイヤル
TEL：03-6457-9849
受付時間 9：30～17：30（土日祝日及び年末年始を除く。）

◆ マイナンバー苦情あっせん相談窓口
TEL：03-6457-9585
受付時間 9：30～17：30（土日祝日及び年末年始を除く。）

生衛業の振興と生衛組合に関するアンケート調査結果④

(公財) 全国生活衛生営業指導センター「生衛業の振興と生衛組合に関するアンケート調査結果」より抜粋

組合非加入者の「組合を知ったきっかけ」について (年齢階級別/複数回答)



全体では「同業者」が54.0%と最も多く、年齢階級別の結果でもすべての年代で一番高い割合となっています。左記の上位6番目までの結果を見ると、人とのつながりにより組合のことを知るケースが多いことがうかがわれます。

●詳細結果は、当センターホームページ (<http://www.Kyoto-seeL.com/>) 上において掲載を行いますので、組合組織の基盤強化や組合活動の活性化にご利用ください。

指導センター事業開催報告・お知らせ

◆ 衛生水準の確保・向上事業推進会議 (平成29年2月7日)

各生衛組合事務局・京都府・京都市・日本政策金融公庫が出席した第2回目の会議では、今年度の取組みや意見交換を行い、生活衛生同業組合活動推進月間及び衛生水準の確保・向上事業の総括を行いました。また全国生活衛生営業指導センターが実施した『生衛組合等アンケートにみる「組合非加入者」「組合員」「組合事務局」の意識調査』の組合組織基盤強化等への活用について説明を行いました。

◇ 第1回生衛業経営状況調査 (平成29年1月～3月期)

回答期限 平成29年5月31日 (水)

◇ 第1回景気動向等アンケート (平成29年4月～6月期)

回答期限 平成29年6月7日 (水)

◆ 後継者育成支援講演会 (平成29年3月9日)

京都独自の歴史と伝統を継承しながら、生衛業の次代を担う後継者を育成することを目的に開催。臨済宗天龍寺派三秀院住職(天龍寺顧問)梅 承昭氏から「京都の歴史に学ぶ」～禅から知る後継者の心得～についてご講演をいただいた。仏教や禅の歴史、現在の観光産業の状況を踏まえ、何度も京都を訪れてもらえる魅力を演出するためには、まず京都を深く知り、そこから新たな視点を見出すことが必要であるように、後継者育成や事業継承についても認識を深め、常に新しい視点を持ち、そこで見いだした発想や方向性について挑戦していく姿勢が重要であることをお話いただきました。



指導センター事業のお知らせ

- 第1回三役会及び理事会、協議会理事会
日 時 平成29年6月6日 (火)
三役会14:00～、理事会14:30～
場 所 京都ガーデンパレス
- 後継者育成支援事業出前授業/麺類飲食業組合
日 時 平成29年6月8日 (木)
場 所 京都市立藤森中学校
- 後継者育成支援事業出前授業/美容業組合
日 時 平成29年6月8日 (木)
場 所 京都市立春日丘中学校
- 後継者育成支援事業出前授業/寿司組合
日 時 平成29年6月9日 (金)
場 所 京都市立高雄中学校
- 第1回後継者育成支援協議会
日 時 平成29年6月13日 (火) 15:00～
場 所 京都ガーデンパレス
- 定時評議員会
日 時 平成29年6月26日 (月) 14:00～
場 所 京都ガーデンパレス

Kyoto SeeL通信

Vol.189 Spring

編集・発行人

山岡景一郎

公益財団法人
京都府生活衛生営業指導センター

京都市左京区田中西樋ノ口町90

TEL 075-722-2051

<http://www.kyoto-seeL.com/>

京都SeeL

